

会 議 錄

会議の名称	令和7年度第2回西東京市空き家等対策協議会
開催日時	令和7年10月31日（金）午前9時30分 から 午前11時 まで
開催場所	防災・保谷保健福祉総合センター 6階 講座室2
出席者	（委員）赤木委員、秋山委員、岩崎光子委員、小口委員、佐藤委員、大賀委員、竹之内委員、田中委員、西浦委員、武藤委員、盛委員（五十音順） （事務局）古厩まちづくり部長、小林住宅課長、住田住宅課長補佐兼係長、寄玉主事、青木主事
議事	<p>1 開会 2 議事</p> <p>【議案】西東京市空き家等対策協議会会长の選出及び副会長の指名 【報告事項1】管理不全空き家等の認定状況及び対応方法 【報告事項2】既存の管理不全空き家等の進捗状況及び今後の対応 【報告事項3】既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応</p> <p>3 その他 4 閉会</p>
会議資料の名称	<p>《事前配付資料》</p> <p>資料1 管理不全空き家等の認定状況及び対応方法 資料2 既存の管理不全空き家等の進捗状況及び今後の対応 資料3 既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応 参考資料 西東京市空き家等対策協議会 委員名簿</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

1 開会

《事務局挨拶》

《委嘱状交付》

【事務局】

会長選出までのあいだ、まちづくり部長が議事進行を務める。

【まちづくり部長】

出席者の確認。本日の出席者は11名となっており、「西東京市空き家等の対策の推進に関する条例（以降「条例」という。）第31条第2項」に規定する定足数を満たしており、本協議会は有效地に成立していることを報告する。

会議の公開について。「【議案】西東京市空き家等対策協議会会长の選出及び副会長の指名」、「【報告事項2】既存の管理不全空き家等の進捗状況及び今後の対応」及び「【報告事項3】既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応」は、「条例第33条第1項第1号」に規定する「会議において取り扱う情報が、西東京市情報公開条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当するとき」に該当する。

以上のことから、議事の進行は、「【報告事項1】管理不全空き家等の認定状況及び対応方法」に係る事務局からの説明及び質疑応答を公開とし、「【議案】西東京市空き家等対策協議会会长の選出及び副会長の指名」、「【報告事項2】既存の管理不全空き家等の進捗状況及び今後の対

応」及び「【報告事項3】既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応」は非公開したいがよいか。

【各委員】
異議なし。

【まちづくり部長】

次に「会議録」及び「会議資料」の公開については、「会議資料2」及び「会議資料3」の内容に当該空き家等の所在地等が含まれていることから、「西東京市情報公開条例第7条第2号」に掲げる「公に公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断し、「資料1」及び「会議録」のみの公開とする、また、会議録作成のため事務局で会議の録音を行うがよいか。

【各委員】
異議なし。

2 議事

《議案1》

【まちづくり部長】

【議案】西東京市空き家等対策協議会会長の選出及び副会長の指名について。会長については条例第30条第1項の規定により、互選により選出するとされているため、委員の皆様にご協議いただきたい。

【武藤委員】
竹之内委員を推薦する。

【まちづくり部長】
竹之内委員、ただいまご推薦があったがいかがか。

【竹之内委員】
お受けする。

【まちづくり部長】
委員からの推薦並びに竹之内委員のご承諾もいただけたため、本委員会の会長を竹之内委員したいがいかがか。

【各委員】
異議なし。

【まちづくり部長】
それでは、以後の進行から竹之内会長にお願いする。

【会長】
続いて、副会長について。副会長は会長が指名するとされている。秋山委員を指名したいがいかがか。

【各委員】
異議なし。

【秋山委員】
お受けする。

【会長】
副会長を秋山委員とする。

《傍聴人入場》

【会長】
【報告事項 1】 「管理不全空き家等の認定状況及び対応方法」について事務局より説明を求める。

【事務局】
【報告事項 1】について説明

《報告事項 1》

【会長】
資料 1について意見、質問等あるか。

【田中委員】
認定第13号の建物の状態について。軒裏の破損・腐朽等とは具体的にどのような状態か。

【事務局】
軒裏が大きく剥離している状況である。

【田中委員】
剥離している箇所から、小動物等が侵入してくるおそれはあるか。

【事務局】
今後、剥離が進行すればその可能性があるが、現時点では確認できない。

【会長】
建物の写真は資料に載せないのか。

【事務局】
そのとおりである。

【会長】
資料の情報量が多ければ質問の手間も省けるが、資料への建物の写真の掲載については、事務局の負担にもなり得るので、現状はバランスを取って対応いただいている。

【秋山委員】
スクリーンを使用するのはいかがか。

【会長】
事務局として負担にならなければ、ご検討いただければと思う。

【事務局】
管理不全空き家等の認定に関する資料については、これまでの協議会において今後管理不全空き家等の認定件数が増加することが見込まれることから、事務局及び各委員の負担を考えて、可

可能な限り簡略化するべきとのご意見をいただいていたため、現在のような資料体裁になっている。その中で、スクリーンの使用については、使用できる会議室等も含めて、今後検討していくたい。

【会長】

先ほどご質問された田中委員、いかがか。

【田中委員】

建築士であれば、今回の資料からでも空き家の状態についてイメージすることが容易だが、本協議会は、建築等に携わっていない委員もいるため、資料への空き家の状態の細部に関する記載及び事務局からの補足説明をするべきだ。

【会長】

事務局として、これまでより詳細に説明を行うことを検討していただきたい。

【西浦委員】

管理不全空き家等については、事務局の方で認定を行い、協議会で報告をすることだが、今後のプロセス等を明確にするため、管理不全空き家等の認定の意思決定の流れと、時間軸が分かるような資料を作成したら良いのではないか。

【会長】

資料に添付する情報量を多くするべきだという意見か。

【西浦委員】

概ねそのとおりである。

また、管理不全空き家等に認定することに至った背景等について記載する点についても、事務局でご検討いただきたい。

【盛委員】

以前の認定に関する資料は、空き家等1件につき1枚で、空き家等の状態及び認定に至るまでの背景等が時系列で記載されていたように思うので、詳細な資料を作成していただきたい。

【事務局】

ご指摘のあった資料体裁については、管理不全空き家等の認定時の報告資料ではなく、特定空き家等の認定について諮問させていただく際の資料ではないか。協議会終了後に個別で伺う。

【会長】

特定空き家等と管理不全空き家等で資料の体裁が元々異なる。

各委員からのご意見を含め、検討していただきたい。

【武藤委員】

認定第13号について、所有者等の施設入所状況や死亡の有無、文書の到達状況及び送付先等について伺いたい。

【事務局】

所有者等は死亡しておらず、施設等へも入所していない。また、文書の送付先は市外で、所有者等に到達していることも確認でき、所有者等からの反応もあった。現時点では対応を待っている状況である。

【秋山委員】

管理不全空き家等及び特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガ

イドライン) に、軒裏の破損の記載があるが、特定空き家等と管理不全空き家等でどのような違いがあるか。

【事務局】

「著しい」という文言の記載の有無である。

【秋山委員】

事務局では、「著しい」という判断をどのようにしているのか。

【事務局】

管理不全空き家等に認定する場合は、市の職員で空き家等の状態を判断している。

それに対し、特定空き家等に認定する場合は、建築士による立入調査において、より詳細に判断していただくので、そこで結果的に判断することとなる。

【秋山委員】

担当の職員としても悩むところだと思う。

また、前面道路は通学路なのか。

【事務局】

通学路かどうかについては確認できていないが、道幅の狭い道路で車通りも多い。

【秋山委員】

歩車道の区別がない道路ということか。

【事務局】

そのとおりである。

【秋山委員】

当該空き家等は、そもそもどのような経緯で発見したのか。

【事務局】

市民からの通報である。

【秋山委員】

そのような市民の通報は、直接住宅課にくるケースが多いのか。それとも、道路課等にも通報が入るのか。

【事務局】

どちらのケースも想定される。

《傍聴人退場》

《報告事項2 (非公開)》

《報告事項3 (非公開)》

3 その他

【会長】

その他の事項について事務局から何かあるか。

【事務局】

次回の協議会の開催は、令和8年2月頃を予定している。日程が決まり次第連絡する。
なお、本日配付した資料のうち、資料2及び資料3についてはこの場で回収する。

4 閉会

以上